

スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって 1 次データ及び 2 次データがいずれも利用可能な場合

2025 年 12 月 25 日公表

目的

1. 本文書は、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり、1 次データ及び 2 次データがいずれも利用可能な場合に、どちらのデータを用いるのかを判断するにあたって参考となる情報を提供することを目的としています。

キーワード

スコープ 3 温室効果ガス排出、1 次データ、2 次データ

何が求められているのか

2. SSBJ 基準では、1 次データを 2 次データよりも優先することを含め、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むものを決定する際に、順不同で考慮すべき条件が定められています。

利用可能なデータのうち、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定に組み込むものは、次の(1)から(4)に従い決定しなければならない（別紙 B 参照）。ただし、(1)から(4)については順不同である。（気候基準第 70 項）

- (1) 直接測定によるデータがある場合には、見積りによるデータよりも優先しなければならない。
- (2) 1 次データがある場合には、2 次データよりも優先しなければならない。2 次データを用いる場合、データが企業の活動をどの程度忠実に表現するかについて考慮しなければならない。
- (3) バリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出が行われた法域、並びに当該活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータがある場合には、そうではないデータよりも優先しなければならない。
- (4) 検証されたデータがある場合には、検証されていないデータよりも優先しなければならない。

報告企業のスコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり、1 次データは、2 次データに比べ、報告企業のバリュー・チェーンの活動及び温室効果ガス排出をより表現する可能性が高い。他のすべての条件が同じであれば、これら 2 つのうち、1 次データの使用を優先しなければならない。（気候基準 B8 項）

1 次データ及び 2 次データの定義、並びにデータの粒度

3. SSBJ 基準では、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定における 1 次データ及び 2 次データについて

て、次のように定義されています。

「（スコープ 3 温室効果ガス排出の測定における）1 次データ」とは、報告企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から、直接入手されたデータをいう。1 次データには、報告企業のバリュー・チェーン内の特定の活動に関するサプライヤー又はバリュー・チェーン上の他の企業から提供されたデータが含まれる。（気候基準第 6 項(18)）

「（スコープ 3 温室効果ガス排出の測定における）2 次データ」とは、報告企業のバリュー・チェーン内の特定の活動から、直接入手されないデータをいう。2 次データには、データ・プロバイダーから提供されるデータ、並びに、データベース及び政府統計等の産業平均データが含まれる。（気候基準第 6 項(19)）

4. 「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」（以下『スコープ 3 基準（2011 年）』といいます。）では、サプライヤー等から入手する 1 次データについて、企業が購入した製品への固有性が高い順に、次のように異なる粒度（レベル）が示されています。「スコープ 3 基準（2011 年）」では購入した製品を想定した記載になっていますが、カテゴリ-1（購入した財及びサービス）以外のスコープ 3 カテゴリについても、可能な限り温室効果ガス排出の実態に近い 1 次データを用いるという考え方は同様であると考えられます。

データの粒度
製品レベルのデータ
活動、プロセス又は生産ラインレベルのデータ
施設レベルのデータ
事業単位レベルのデータ
企業レベルのデータ

（「スコープ 3 基準（2011 年）」を参考に SSBJ 事務局作成）

1 次データ及び 2 次データがいずれも利用可能な場合

5. スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって、1 次データ及び 2 次データがいずれも利用可能な場合があることが考えられます。
6. 他の条件が同じであると仮定した場合、1 次データの方が 2 次データよりも企業のバリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出の実態をより表現すると考えられます。このため、本資料第 2 項のとおり、気候基準では、他のすべての条件が同じであれば、1 次データを優先することが求められています。
7. しかし、他の条件が異なっている場合には、本資料第 2 項に記載の 4 つの条件を総合的に検討したうえで、いずれのデータを用いるのかを判断する必要があると考えられます。
8. 例えば、スコープ 3 カテゴリ-1（購入した財及びサービス）の温室効果ガス排出の測定にあたり、

次のデータがいずれも利用可能であるケースが想定されます。

- (1) サプライヤーから入手する企業レベルの 1 次データ
- (2) データ・プロバイダーにより提供される製品レベルの 2 次データ

9. 上述の例で利用可能なデータは企業レベルのものとして製品レベルのものであり、バリュー・チェーンにおける活動を遂行する方法をどの程度忠実に表現するか（気候基準第 70 項(3)の条件）が異なる場合があると考えられます。この場合、「他のすべての条件が同じ」であるとはいえないため、1 次データが絶対的に優先されるわけではなく、気候基準第 70 項のその他の条件についても勘案し、いずれのデータを用いるのかについて判断を行使する必要があると考えられます。

10. 例えば、次のような状況においては、製品レベルの 2 次データの方が、企業レベルの 1 次データよりも企業のバリュー・チェーンの活動及び温室効果ガス排出をより忠実に表現すると判断し、後者を使用すると決定する場合があると考えられます。

- (1) 企業レベルの 1 次データには、購入した財の生産又はサービスの提供が行われた法域のデータ以外のデータが含まれている。一方、製品レベルの 2 次データは、購入した財の生産又はサービスの提供が行われた法域のデータである。（バリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出が行われた法域、並びに当該活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータかどうか（気候基準第 70 項(3)の条件））
- (2) 企業レベルの 1 次データは、多品種生産ライン全体での平均値であり、購入した製品の製造プロセスが他製品と大きく異なる。一方、製品レベルの 2 次データは、購入した製品と同じ技術及び製造プロセスに即したデータである。（バリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出が行われた法域、並びに当該活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータかどうか（気候基準第 70 項(3)の条件））
- (3) 企業レベルの 1 次データは、報告期間の 1 年前のデータである。一方、製品レベルの 2 次データは、報告期間と同じ期間のデータである。（バリュー・チェーンにおける活動及び温室効果ガス排出が行われた法域、並びに当該活動を遂行する方法を忠実に表現する適時のデータかどうか（気候基準第 70 項(3)の条件））
- (4) 企業レベルの 1 次データは検証されていない。一方、製品レベルの 2 次データは、第三者による検証を受けている。（検証されたデータかどうか（気候基準第 70 項(4)の条件））

開示

11. SSBJ 基準では、気候基準第 70 項に従い組み込むデータを決定した方法の開示が求められています。このため、上述の判断過程を説明できるようにしておく必要があると考えられます。

スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定を開示するにあたり、次の事項を含めなければならない。(気候基準第 72 項)

- (1) 第 70 項に従い組み込むデータを決定した方法
- (2) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり 1 次データを使用した範囲
- (3) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり検証されたデータを使用した範囲

関連する SSBJ ハンドブック

- 「スコープ 3 温室効果ガス排出の測定方法及び開示」
- 「SSBJ 基準の適用にあたり、『サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン (ver.2.7) 』を参考にする際の留意事項」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以 上